

相続税・贈与税のあらまし

～ 令和5年度税制改正（相続税・贈与税の一体化関係）を中心に～

税務大学校 総合教育部
教授 塚尾 敦嗣

1. 相続税の概要
2. 贈与税の概要
3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により
中立的な税制の構築）
4. 相続時精算課税制度の見直し
5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

1. 相続税の概要

2. 贈与税の概要

3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により 中立的な税制の構築）

4. 相続時精算課税制度の見直し

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

1. 相続税の概要

- (1) 相続税とは
- (2) 相続税の計算の仕組み
- (3) 相続税が課税される財産等

1. 相続税の概要

(1) 相続税とは

- 相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得時における時価を課税価格として課される税
- 相続税の持つ機能・・・①所得税の補完機能
②富の集中抑制・再配分機能

相続税の申告が必要な人

- 相続や遺贈によって取得した財産及び**相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産**の価額の合計額（債務などの金額を控除し、**相続開始前3年以内の贈与財産**の価額を加算）が基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告が必要
- 申告期限：被相続人の死亡したことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内

1. 相続税の概要

(1) 相続税とは

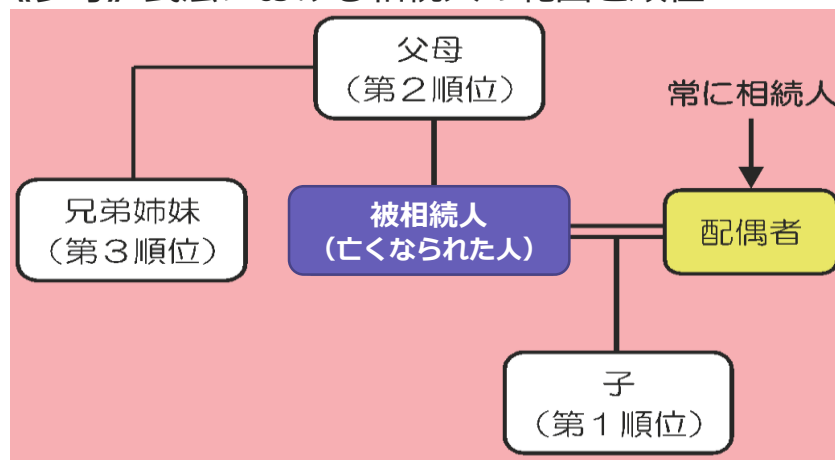
○ 相続税の総額の計算方法

相続財産の合計額から債務・基礎控除額を控除した残額を法定相続分で按分した金額に対して、累進税率を適用して相続税の総額を計算（法定相続分課税方式）

- **基礎控除** 3,000万円 + 600万円 × **法定相続人数**
- **税率** 10%から55%までの累進税率（8段階）

- 相続放棄がなかったものとした場合の数
- 養子の数に制限あり

《参考》民法における相続人の範囲と順位



《参考》法定相続分の例

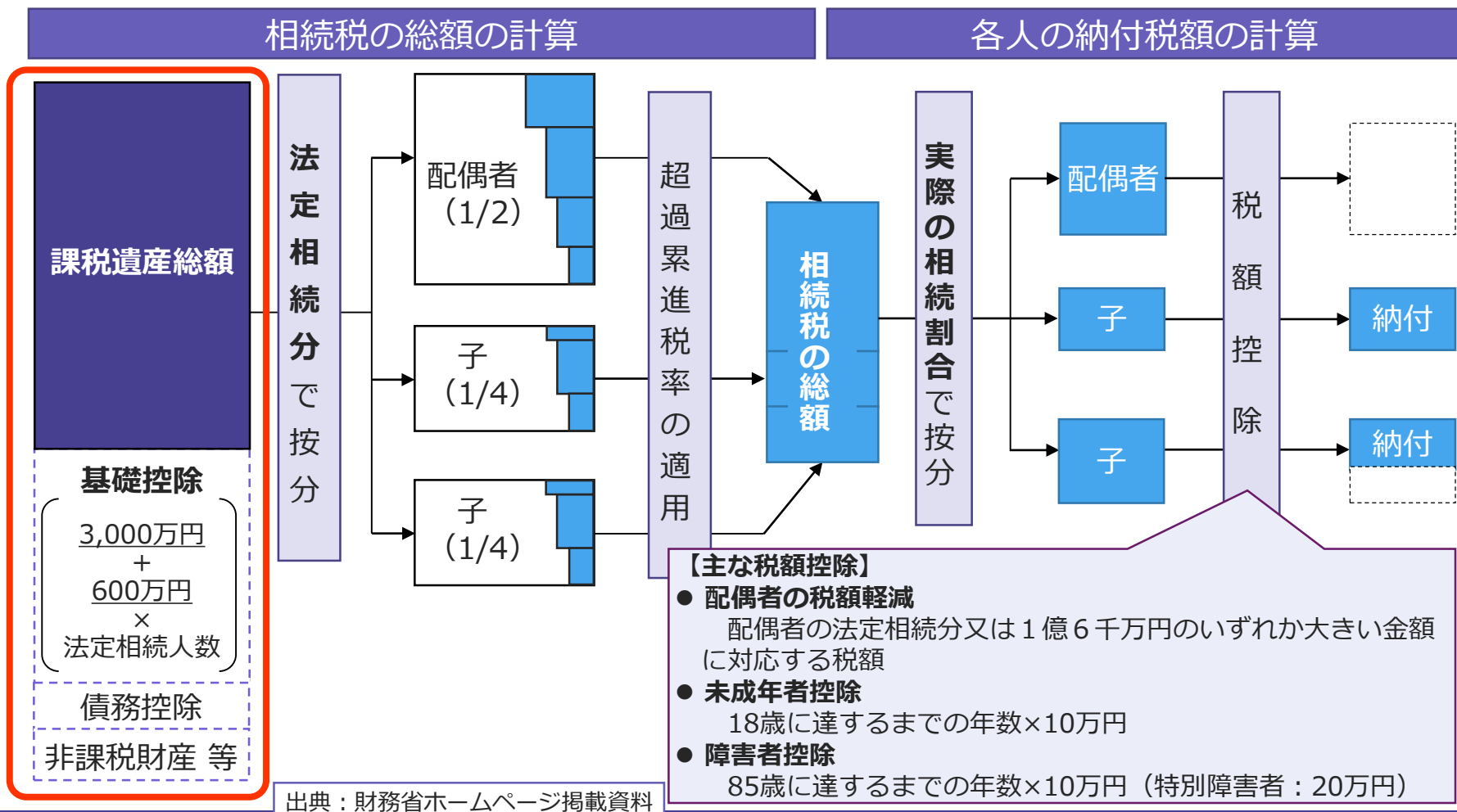
相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1 (人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1 (人数分に分ける)
子ども父母もいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1 (人数分に分ける)

出典：パンフレット「相続税のあらし」(国税庁HP)

1. 相続税の概要

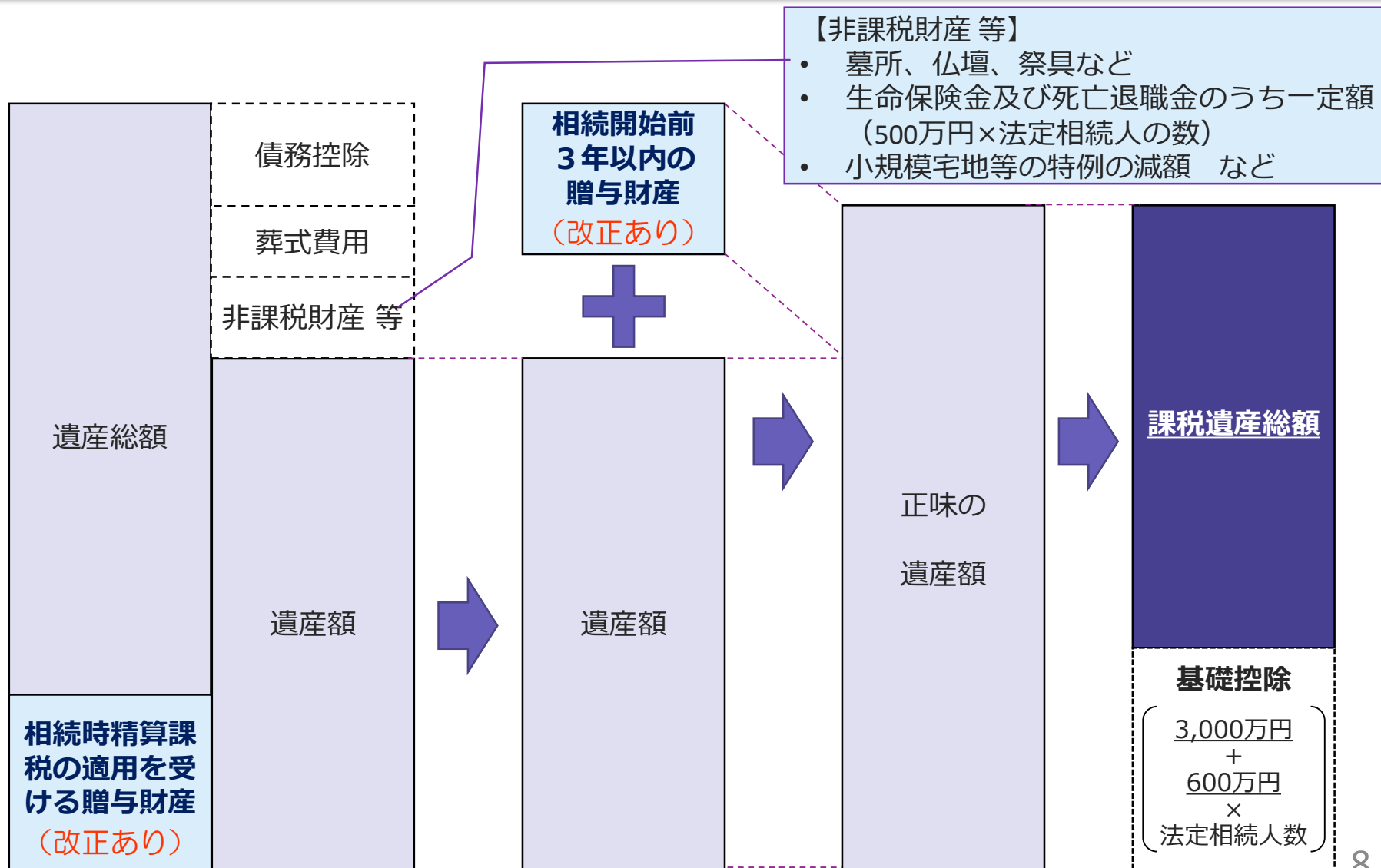
(2) 相続税の計算の仕組み (全体)

課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式 (法定相続分課税方式)



1. 相続税の概要

(2) 相続税の計算の仕組み (課税遺産総額)

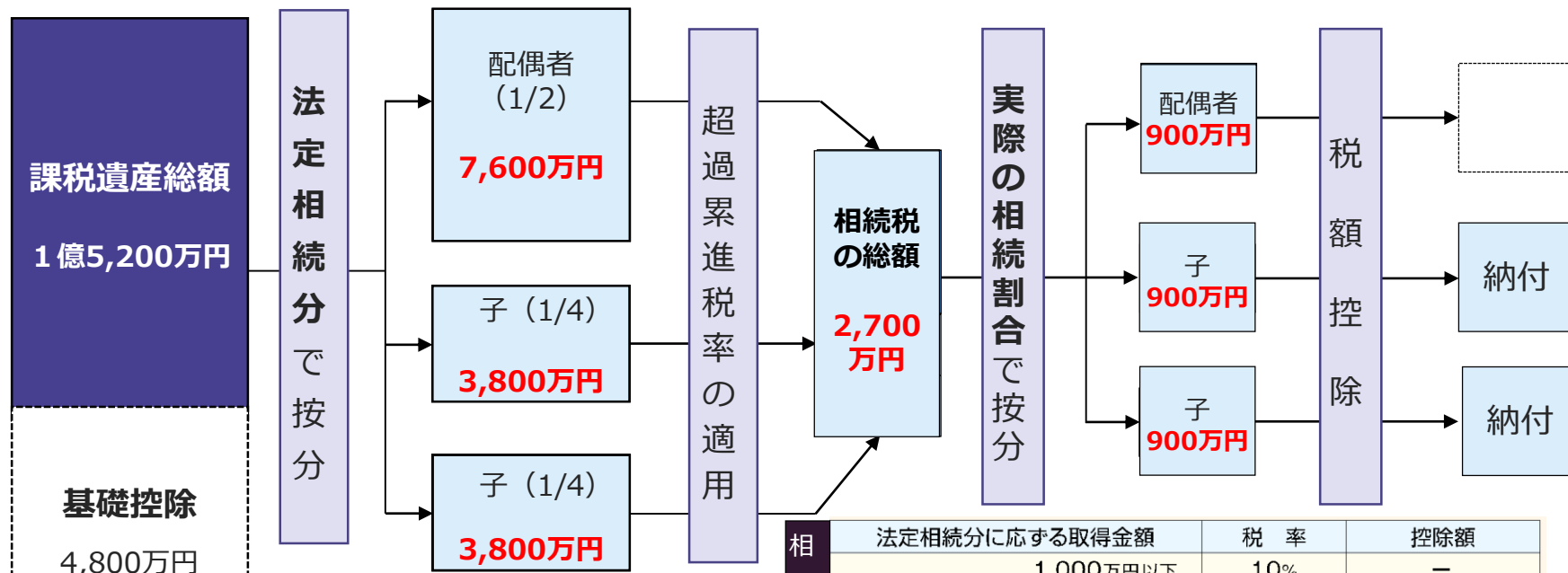


1. 相続税の概要

(2) 相続税の計算の仕組み (計算例)

- 正味の遺産額が2億円で、配偶者と子2人が3分の1ずつ相続した場合

$$2 \text{ 億円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3) = 1 \text{ 億}5,200 \text{ 万円}$$



相続税の速算表	法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
	1,000万円以下	10%	—
	1,000万円超 ~ 3,000万円以下	15%	50万円
	3,000万円超 ~ 5,000万円以下	20%	200万円
	5,000万円超 ~ 1億円以下	30%	700万円
	1億円超 ~ 2億円以下	40%	1,700万円
	2億円超 ~ 3億円以下	45%	2,700万円
	3億円超 ~ 6億円以下	50%	4,200万円
	6億円超 ~	55%	7,200万円

1. 相続税の概要

(3) 相続税が課税される財産等

① 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

- 土地、建物、有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産

② みなし相続財産

- 生命保険金や死亡退職金（500万円×法定相続人数までは非課税）など

③ 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産（改正前）

- 被相続人からの生前贈与についての贈与税の申告の際に相続時精算課税の適用を受けた贈与財産
- 贈与時の価額を相続財産に加算（相続時の価額ではない）

④ 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税財産（改正前）

- 被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産
- 贈与時の価額を相続財産に加算（相続時の価額ではない）

1. 相続税の概要

2. 贈与税の概要

3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により
中立的な税制の構築）

4. 相続時精算課税制度の見直し

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

2. 贈与税の概要

- (1) 贈与税とは
- (2) 贈与税の計算の仕組み（暦年課税・相続時精算課税）
- (3) 贈与税の課税方式の比較（改正前 ～R5.12.31）

2. 贈与税の概要

(1) 贈与税とは

- 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、**相続税の補完税**としての性格を持つ。
- 課税方法は、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つの仕組みがある。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から**基礎控除額**を控除した残額について、**累進税率**を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%~55%累進税率（8段階）※

※ **直系尊属**から**18歳以上の者**への贈与については累進緩和（特例）

贈与の年の1月1日
時点の年齢（贈与時
点の年齢ではない）

相続時精算課税（改正前）

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から**特別控除額**を控除した残額について、**一定の税率**を適用

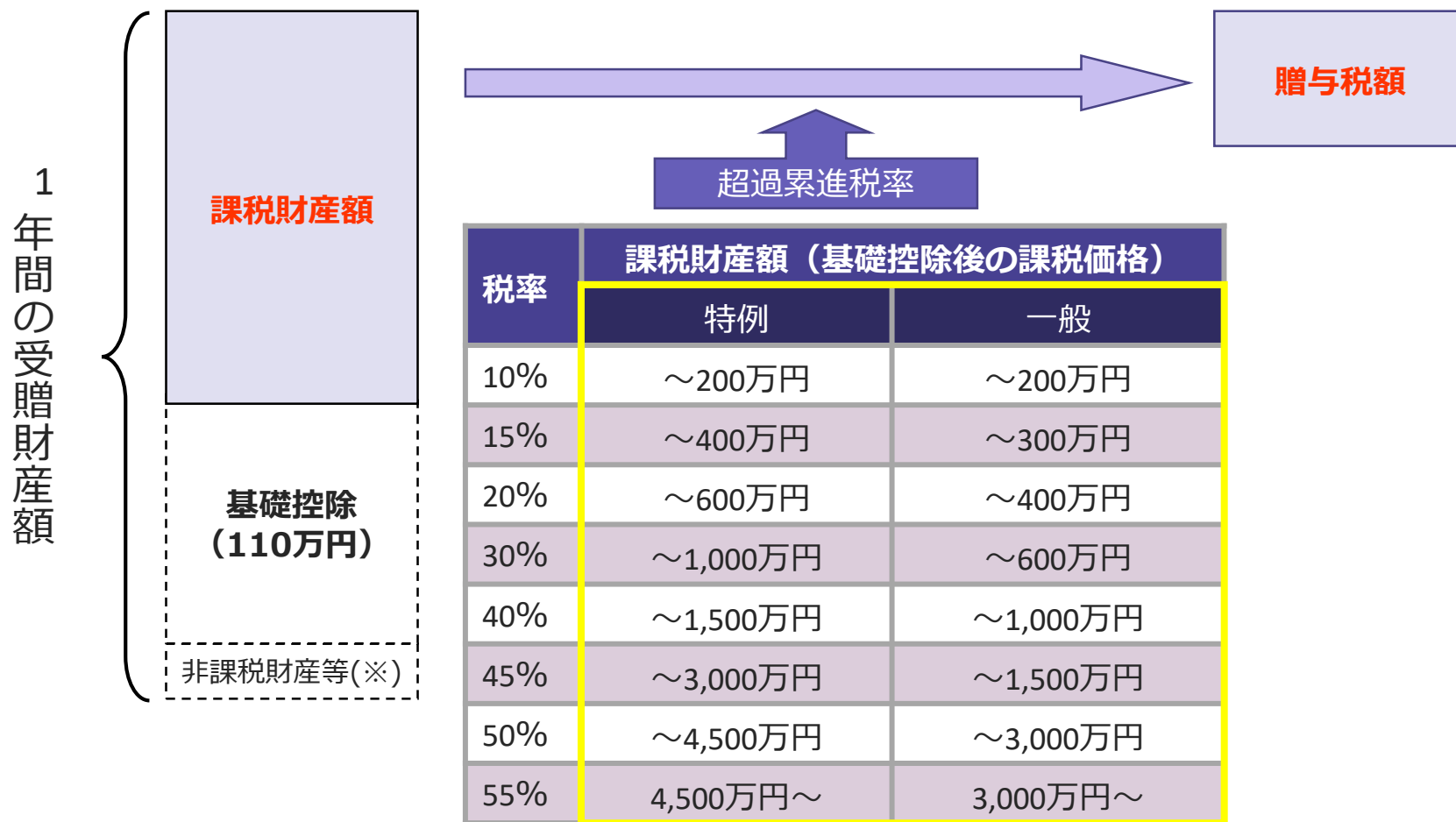
贈与者が死亡した場合には、**相続財産と贈与財産**（贈与時の価額）を合算して相続税額を計算

- 特別控除 **累積**で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者：**60歳以上**
受贈者：**18歳以上の推定相続人・孫**

贈与の年の1月1日
時点の年齢（贈与時
点の年齢ではない）

2. 贈与税の概要

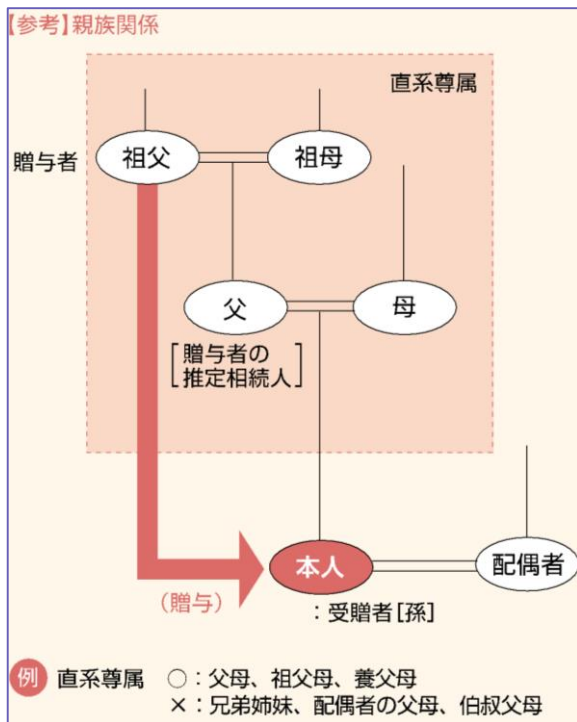
(2) 贈与税の計算の仕組み (暦年課税)



(※) 扶養義務者相互間の生活費又は教育費に充てるための受贈財産
婚姻期間が20年以上の配偶者から贈与を受ける居住用不動産 (限度：2,000万円) 等

2. 贈与税の概要

(2) 贈与税の計算の仕組み (暦年課税)



◎計算例

贈与により一般贈与財産500万円を取得した場合

$$500\text{万円} - 110\text{万円} = 390\text{万円} \text{ (基礎控除後の課税価格)}$$

(基礎控除額)

$$390\text{万円} \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円} \text{ (税額)}$$

(一般税率) (控除額)

◎計算例

贈与により特例贈与財産500万円を取得した場合

$$500\text{万円} - 110\text{万円} = 390\text{万円} \text{ (基礎控除後の課税価格)}$$

(基礎控除額)

$$390\text{万円} \times 15\% - 10\text{万円} = 48\text{万}5\text{千円} \text{ (税額)}$$

(特例税率) (控除額)

◇贈与税の速算表【一般贈与財産用】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

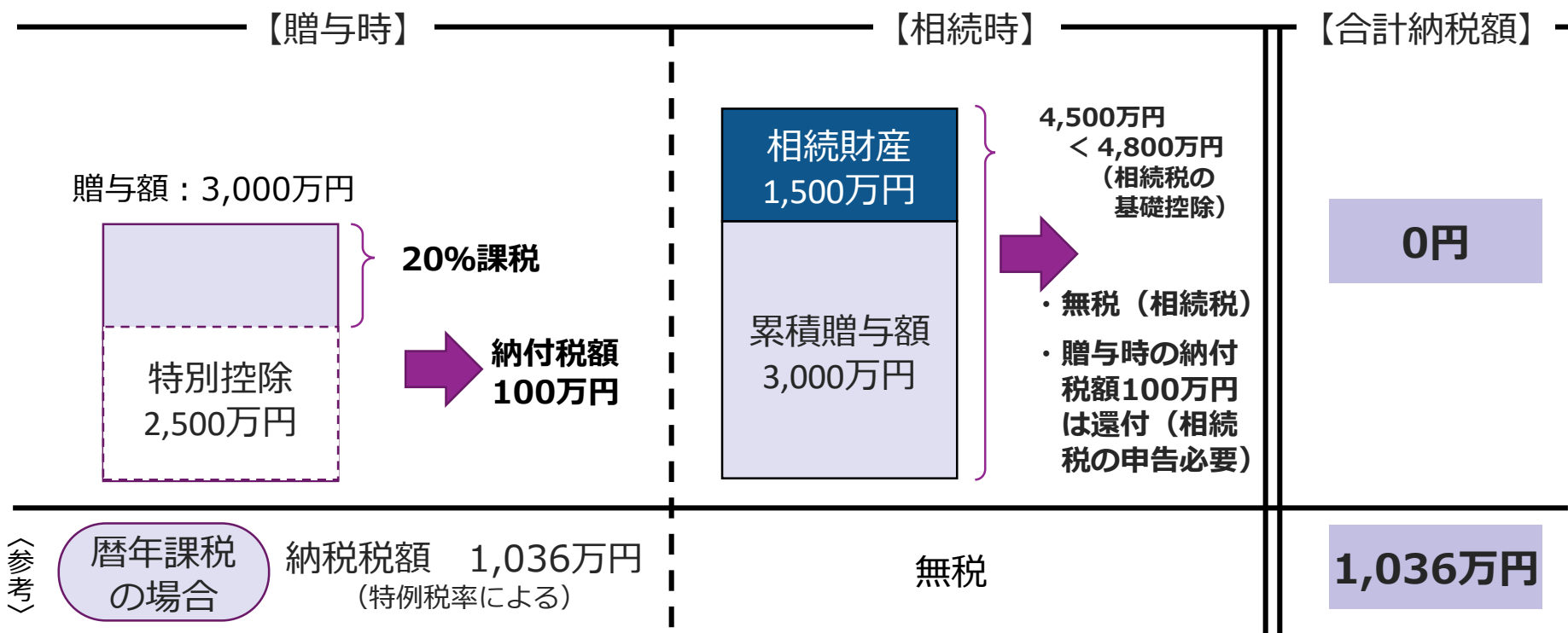
◇贈与税の速算表【特例贈与財産用】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

2. 贈与税の概要

(2) 贈与税の計算の仕組み (相続時精算課税：改正前)

《計算例》 3,000万円生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合
(法定相続人が配偶者と子2人の場合)

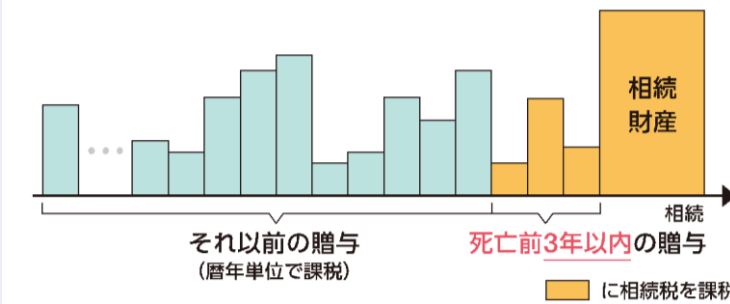
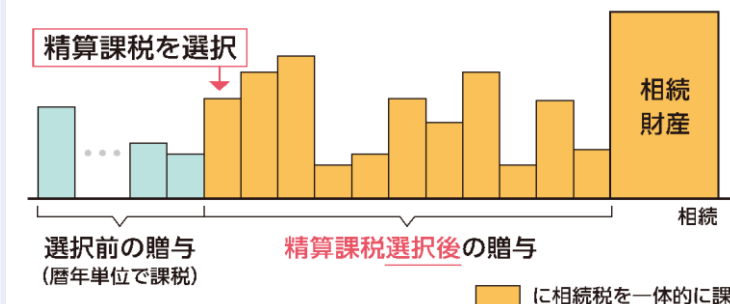


〈参考〉

(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合 (暦年課税との選択制) 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫
(注2) 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除 (毎年110万円) の適用は受けられない。

2. 贈与税の概要

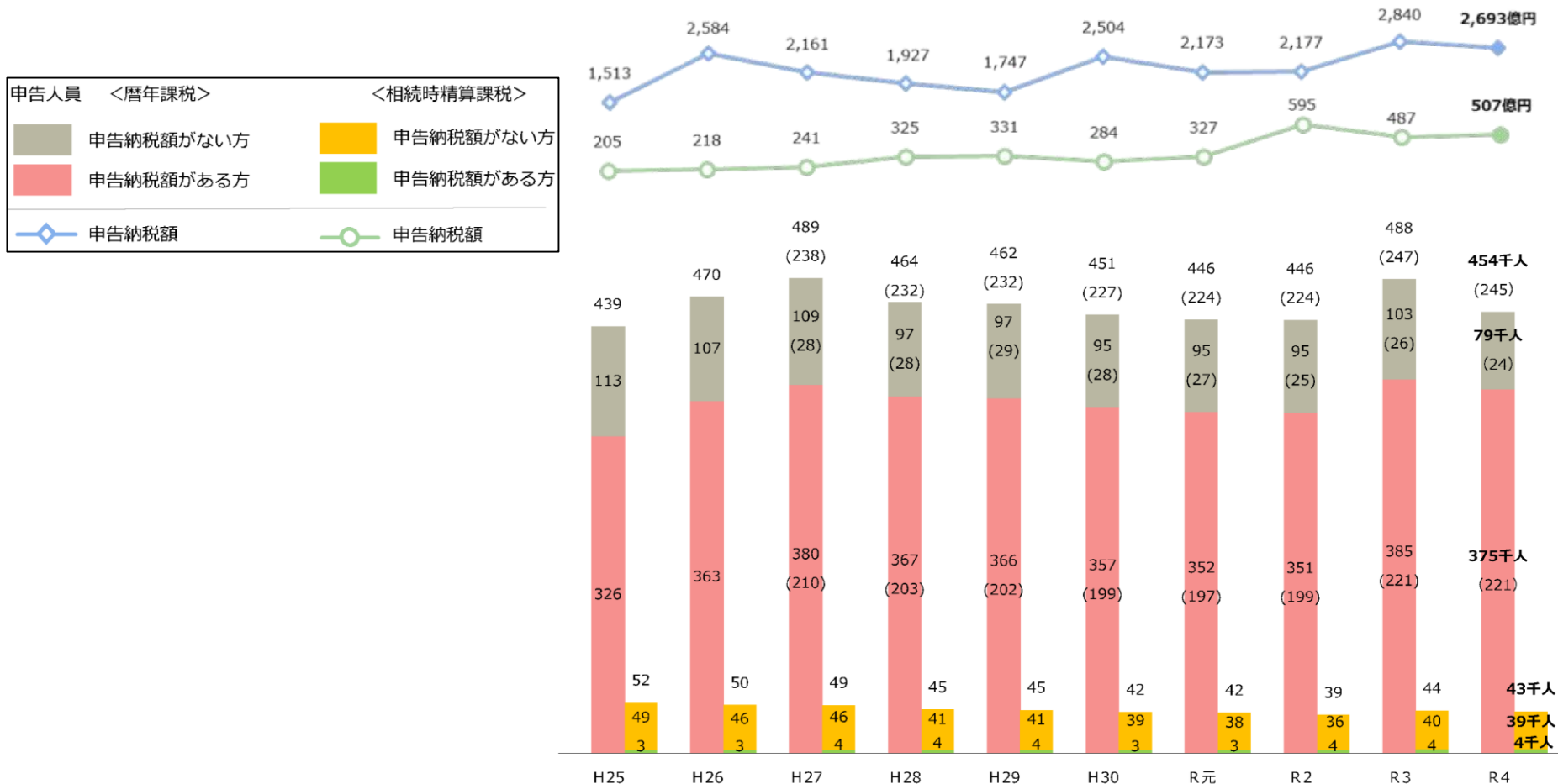
(3) 贈与税の課税方式の比較 (改正前 ~R5.12.31)

区分	暦年課税	相続時精算課税 (相続税・贈与税の一体化措置)
贈与者・受贈者	親族間のほか、第三者からの贈与を含む。	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	必要(贈与者ごと、受贈者ごとに選択) → 一度選択すれば、相続時まで継続適用
課税時期	贈与時(その時点の時価で課税)	同左
控除	基礎控除(毎年: 110万円)	特別控除: 2,500万円(累積)
税率	10%~55%の8段階	一律 20%
相続時	<p>相続前3年以内に受けた贈与財産を相続財産に加算(納付済みの贈与税は税額控除)</p>  <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続財産</p> <p>に相続税を課税</p>	<p>贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算(納付済みの贈与税は税額控除・相続税額を超えて納付した贈与税は還付)</p>  <p>精算課税を選択</p> <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続財産</p> <p>に相続税を一体的に課税</p>

2. 贈与税の概要

(3) 贈与税の課税方式の比較 (改正前 ~R5.12.31)

○ 暦年課税及び相続時資産課税別の申告状況の推移



(注) 1 平成 27 年分以降の申告人員グラフの括弧書は、特例税率に係る贈与の申告人員です。

2 相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

出典：令和 4 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (国税庁)

1. 相続税の概要

2. 贈与税の概要

**3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により
中立的な税制の構築）**

4. 相続時精算課税制度の見直し

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

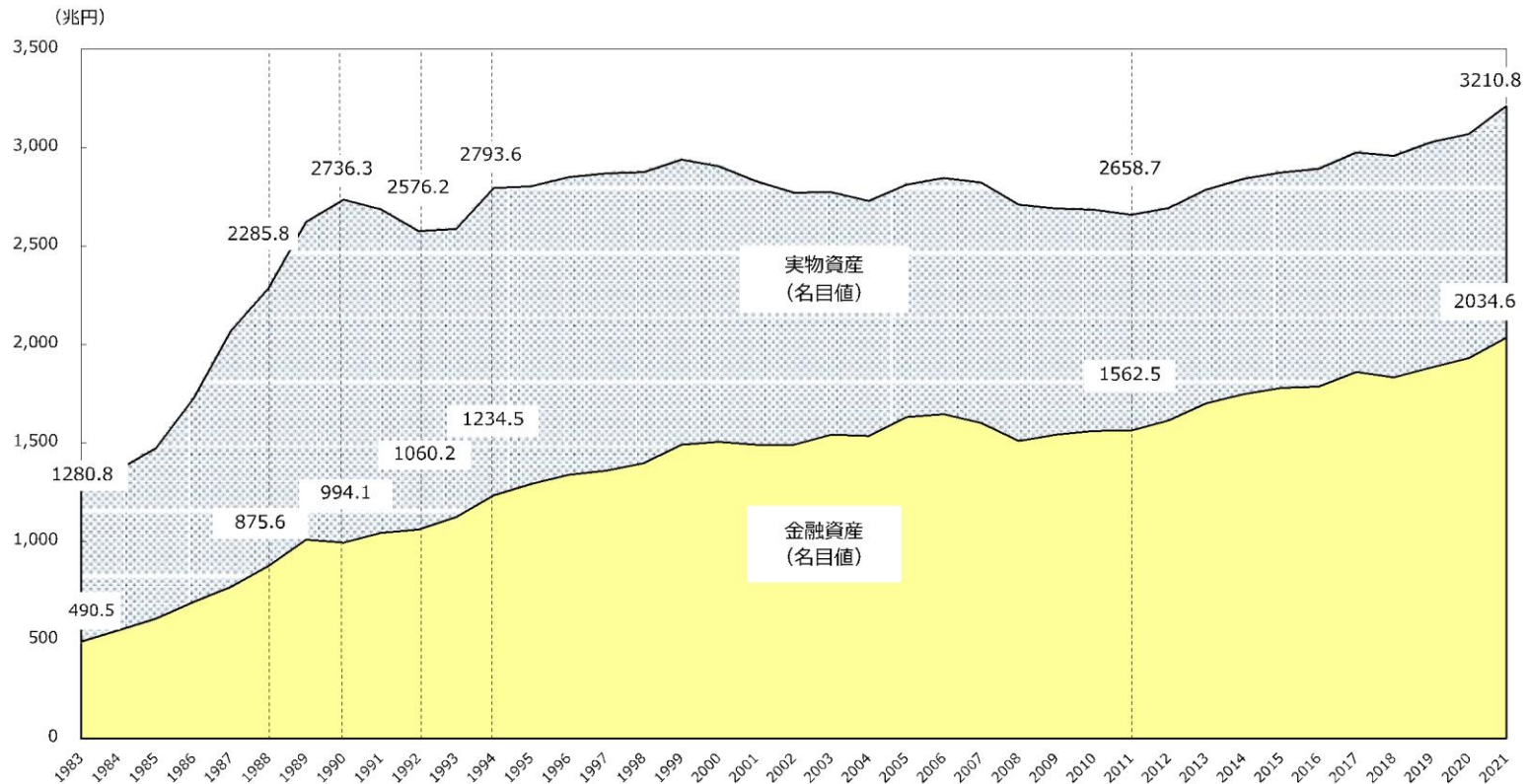
- (1) 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢
- (2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは
- (3) 令和5年度税制改正の概要 (相続税・贈与税)

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(1) 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢

○ 家計資産残高の推移

- リーマンショック後、平成23(2011)年には約2,700兆円まで減少。
- その後、令和3(2021)年には約3,200兆円まで増加。経済のストック化が進展し、その中でも金融資産が増加。



(注) 「実物資産」とは、生産資産(固定資産・在庫)及び非生産資産(土地等)をいう。
(資料) 「国民経済計算年報」(08SNAによる。)

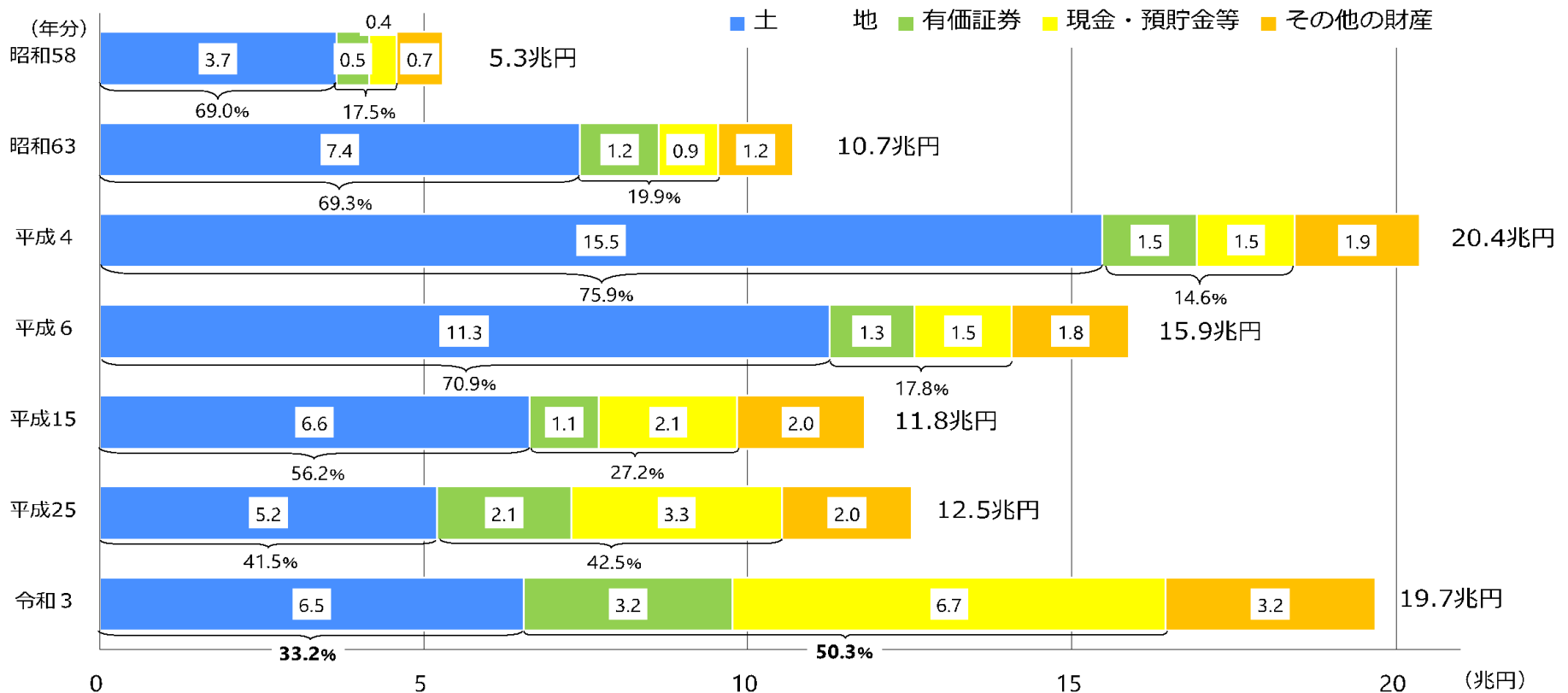
(年)

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(1) 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢

○ 相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第に低下。
- これに対し、有価証券及び現金・預貯金は、令和3年で約10兆円と大きく増加しており、相続財産に占める割合も50.3%に増加。



(注) 財産価額は、小規模宅地等の特例など、課税価格の計算に当たっての特例適用後の価額。

(出所) 「国税庁統計年報書」

出典：政府税制調査会「令和5年6月 わが国税制の現状と課題」

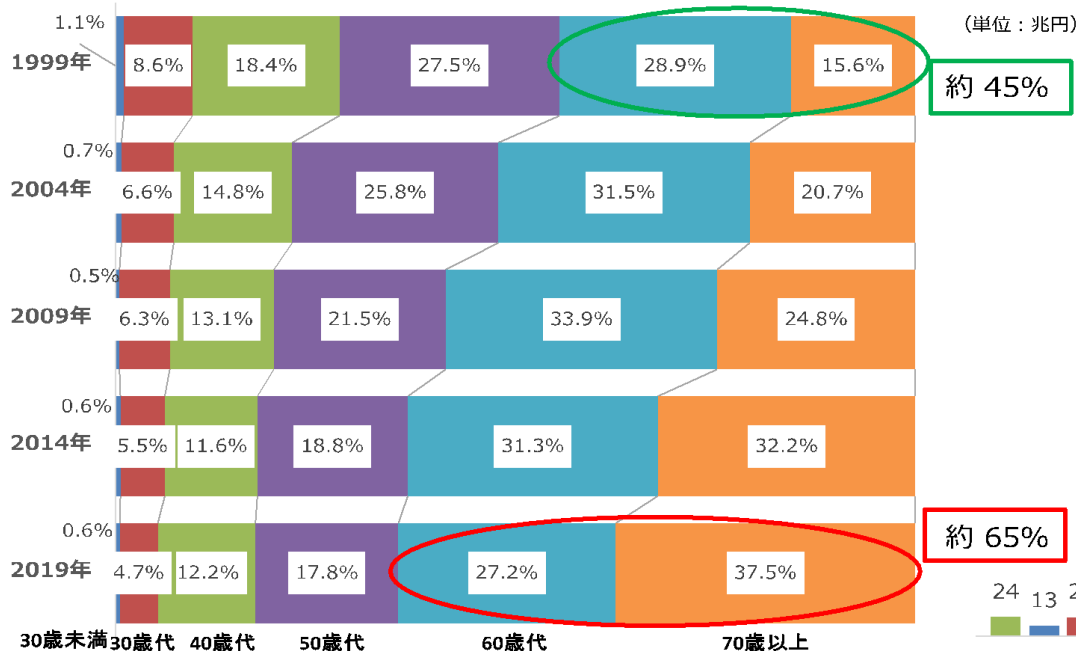
3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(1) 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢

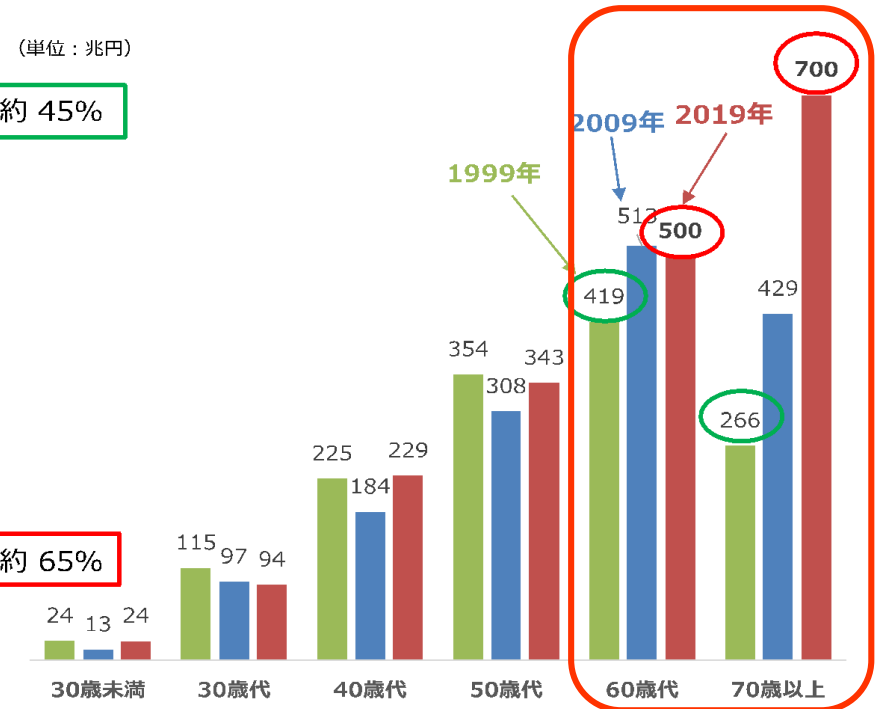
○ 年代別金融資産保有残高

- 年代別の金融資産残高をみると、この20年で60歳以上の保有割合は**約1.5倍**に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳以上が**65%** (約1,200兆円) の資産を保有

年代別 金融資産残高の分布の推移



年代別 金融資産保有総額



(注) 「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。
(出典) 総務省「全国家計構造調査」(二人以上の世帯)により作成。

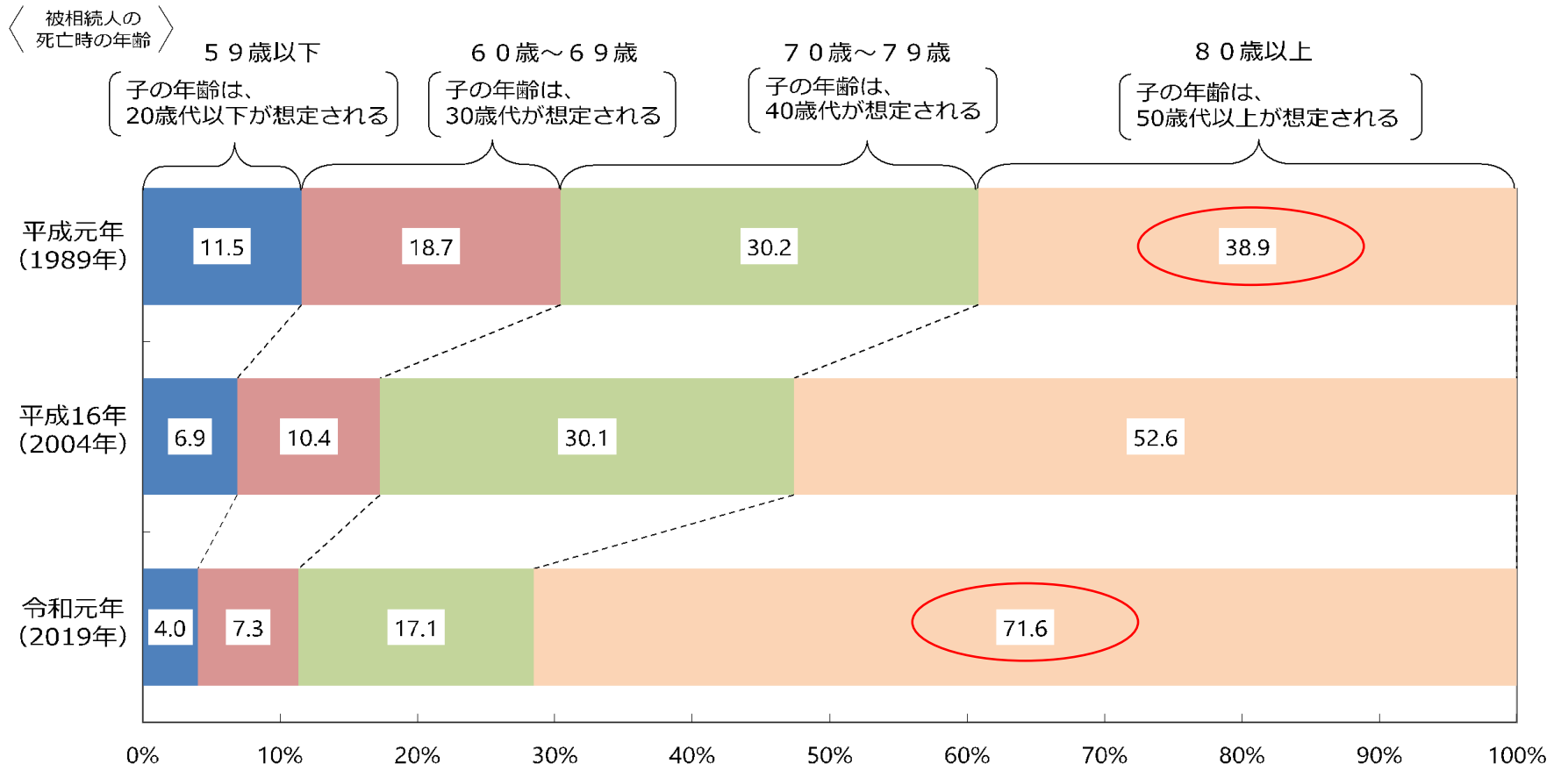
(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(1) 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢

○ 相続税の申告からみた被相続人の年齢構成比

- 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



(注) 主税局調べ。

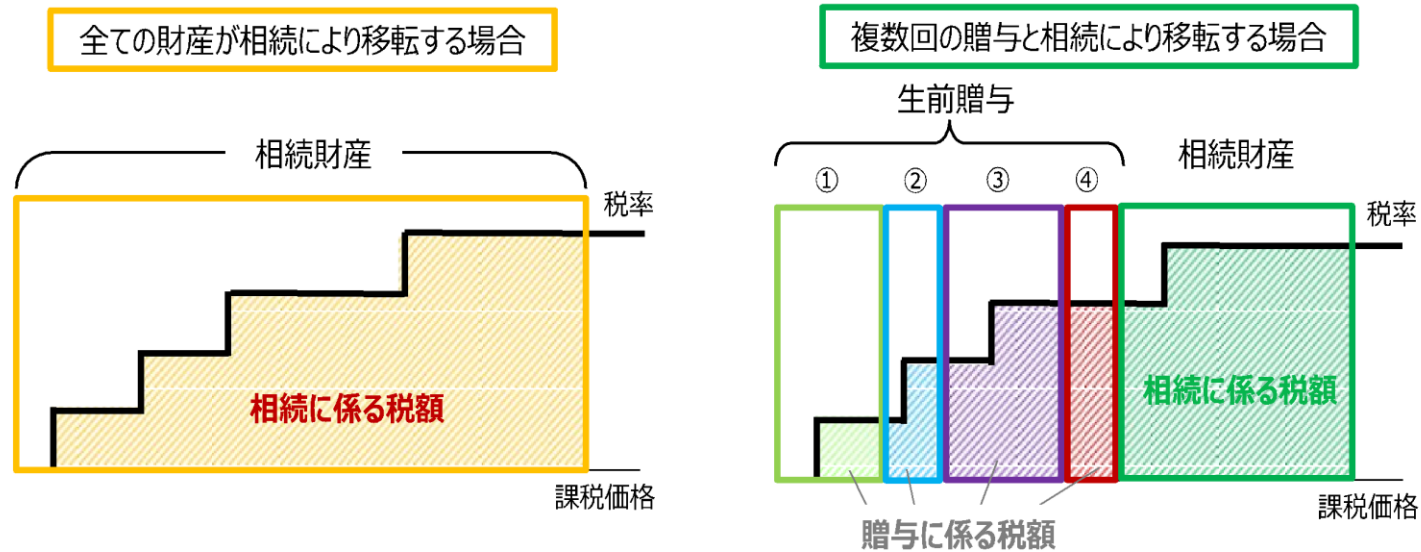
出典：令和4年11月8日 政府税制調査会資料

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

○ 資産移転の時期の選択に中立的な税制 (イメージ)

- 資産の移転の時期 (回数・金額含む) にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることにより、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」が図られている。
- 贈与者 (取得者) は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。

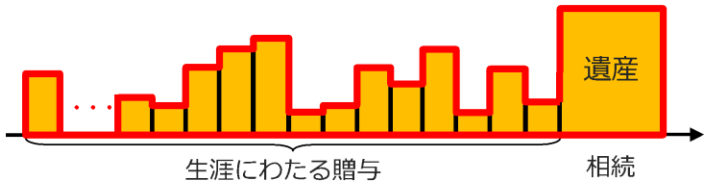
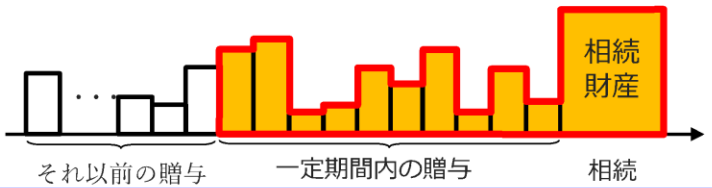
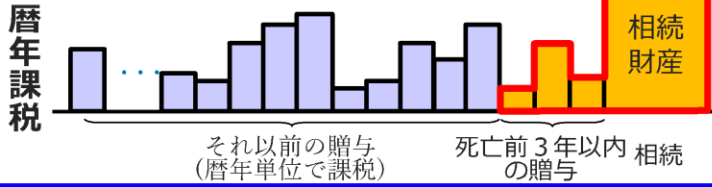
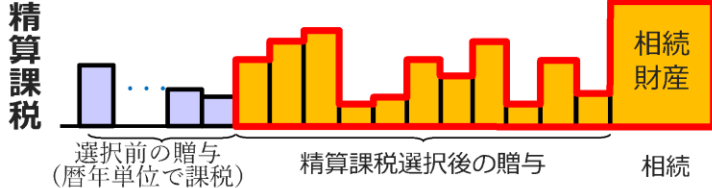


移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

○ 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(納付済の実額)は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に 中立的でない</p>
<p>日本 (精算課税)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

○ 我が国の相続税と贈与税の関係

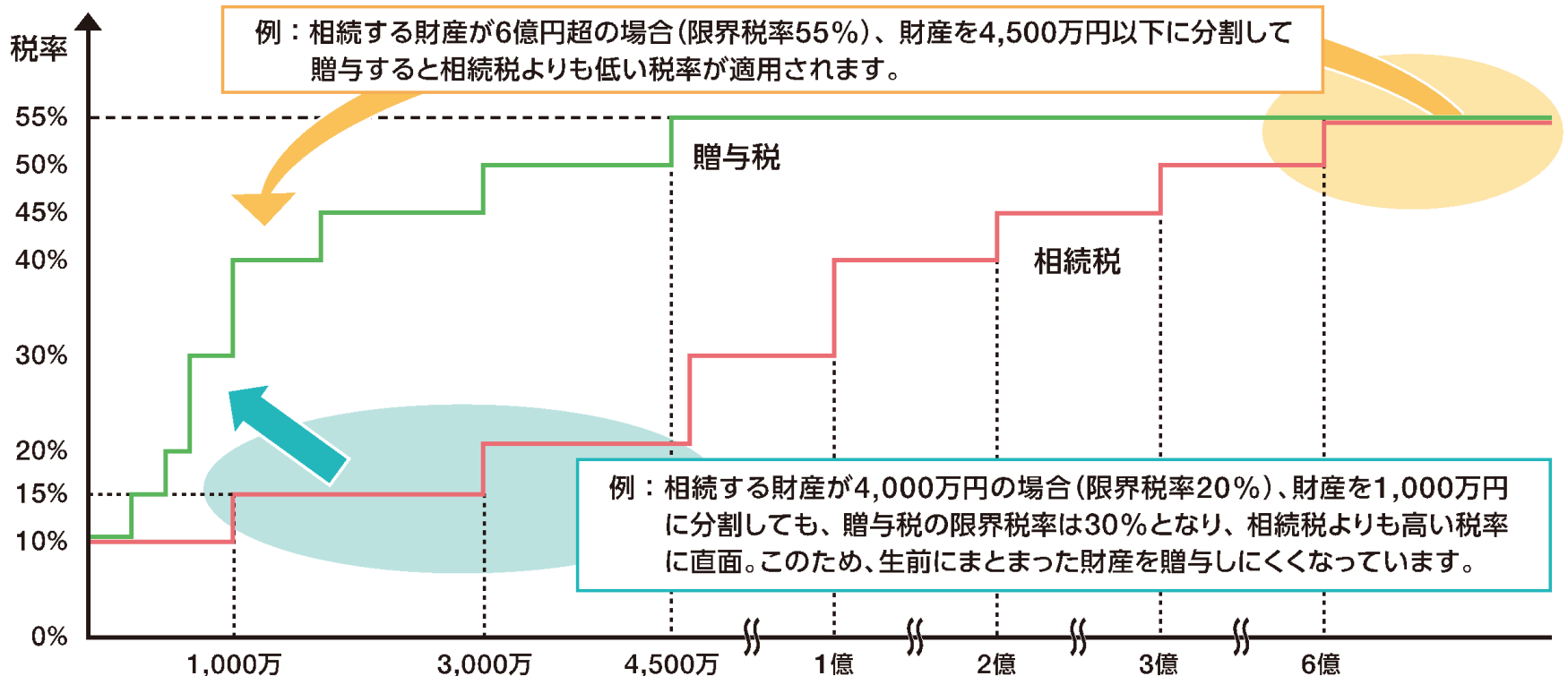
- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。

課税価格		税率	課税価格	
相続税			贈与税 (特例)	贈与税 (一般)
～1,000万円	10%	～200万円	～200万円	
～3,000万円	15%	～400万円	～300万円	
～5,000万円	20%	～600万円	～400万円	
～1億円	30%	～1,000万円	～600万円	
～2億円	40%	～1,500万円	～1,000万円	
～3億円	45%	～3,000万円	～1,500万円	
～6億円	50%	～4,500万円	～3,000万円	
6億円超	55%	4,500万円超	3,000万円超	

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

- 実際、**相続税がかからない者**や**相続税がかかる者であってもその多くの者**にとっては、相続税の税率よりも**贈与税の税率の方が高い**ため、**若年層への資産移転が進みにくい**。
- 他方、相続税がかかる者の中でも**相続財産の多いごく一部の者**にとっては、**相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低い**ため、財産を分割して贈与する場合、**相続税よりも低い税率が適用される**。



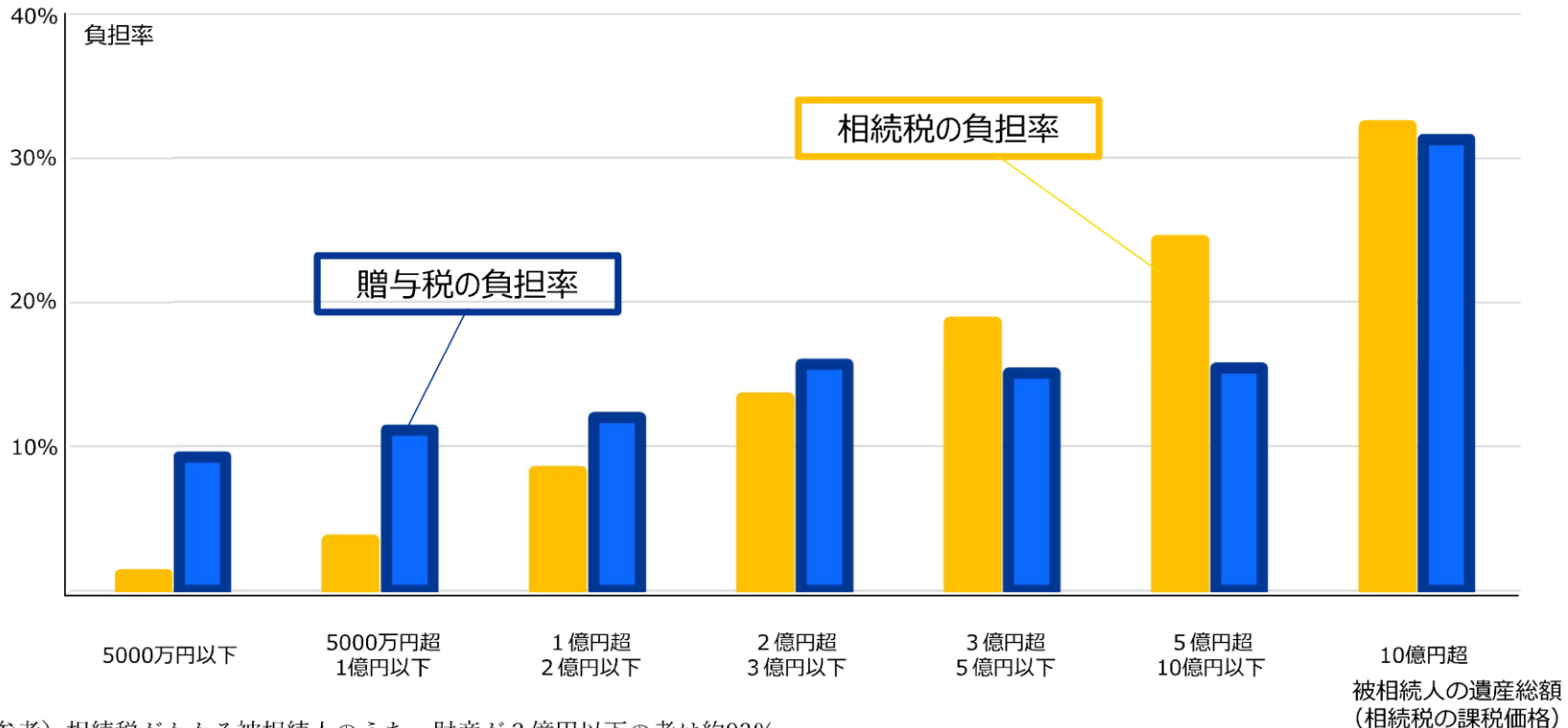
〈備考〉横軸において、贈与税は「課税価格(取得財産-基礎控除額)」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額(課税遺産総額を法定相続分で按分した額)」を指します。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

○ 相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

- 実際の申告データを基に、相続税の負担率と相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、
 - 相続税がかかる者であってもその多くの者 : 贈与税の負担率 > 相続税の負担率
 - 相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者 : 贈与税の負担率 < 相続税の負担率という傾向がある。



(参考) 相続税がかかる被相続人のうち、財産が3億円以下の者は約93%。

(備考) 令和元年分の相続税の申告データ及び過去一定期間(平成24年分から平成30年分まで)の贈与税の申告データを基に作成。

相続税の負担率 = (贈与税額控除を足し戻した実質的な相続税の負担額) ÷ 相続税の課税価格、贈与税の負担率 = 贈与税額 ÷ 贈与税の課税価格 (出典) 主税局調べ。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築とは

➤ 生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていくため、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築していく必要。



- 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(3) 令和5年度税制改正の概要 (相続税・贈与税)

○ 令和5年度税制改正大綱 (自民党・公明党) 令和4年12月16日 (抜粋)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

わが国の贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、相続税がかからない者や、相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくい。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でも二ーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(3) 令和5年度税制改正の概要 (相続税・贈与税)

○ 令和5年度税制改正大綱 (自民党・公明党) 令和4年12月16日 (抜粋)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(前ページからの続き)

① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、**暦年課税との選択制は維持**しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、**暦年課税と同水準の基礎控除を創設**する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

② 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっている。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を**7年に延長**する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、**延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しない**こととする。

3. 令和5年度税制改正の概要 (資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築)

(3) 令和5年度税制改正の概要 (相続税・贈与税)

○ 令和5年度税制改正の大綱 (令和4年12月23日閣議決定) の概要

(相続時精算課税制度)

- 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、**暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除**できることとするほか、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。

(暦年課税における相続前贈与の加算)

- 暦年課税における相続前贈与の加算期間を**7年**に延長するほか、**延長した期間 (4年間)**に受けた贈与のうち一定額 (100万円) については、**相続財産に加算しない**こととする見直しを行う。

1. 相続税の概要
2. 贈与税の概要
3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により
中立的な税制の構築）
- 4. 相続時精算課税制度の見直し**
5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

4. 相続時精算課税制度の見直し

- (1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設
- (2) 贈与税と相続税の関係（相続時精算課税）

4. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）より

二 資産課税

1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(1) 相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

改正
①

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、

改正
②

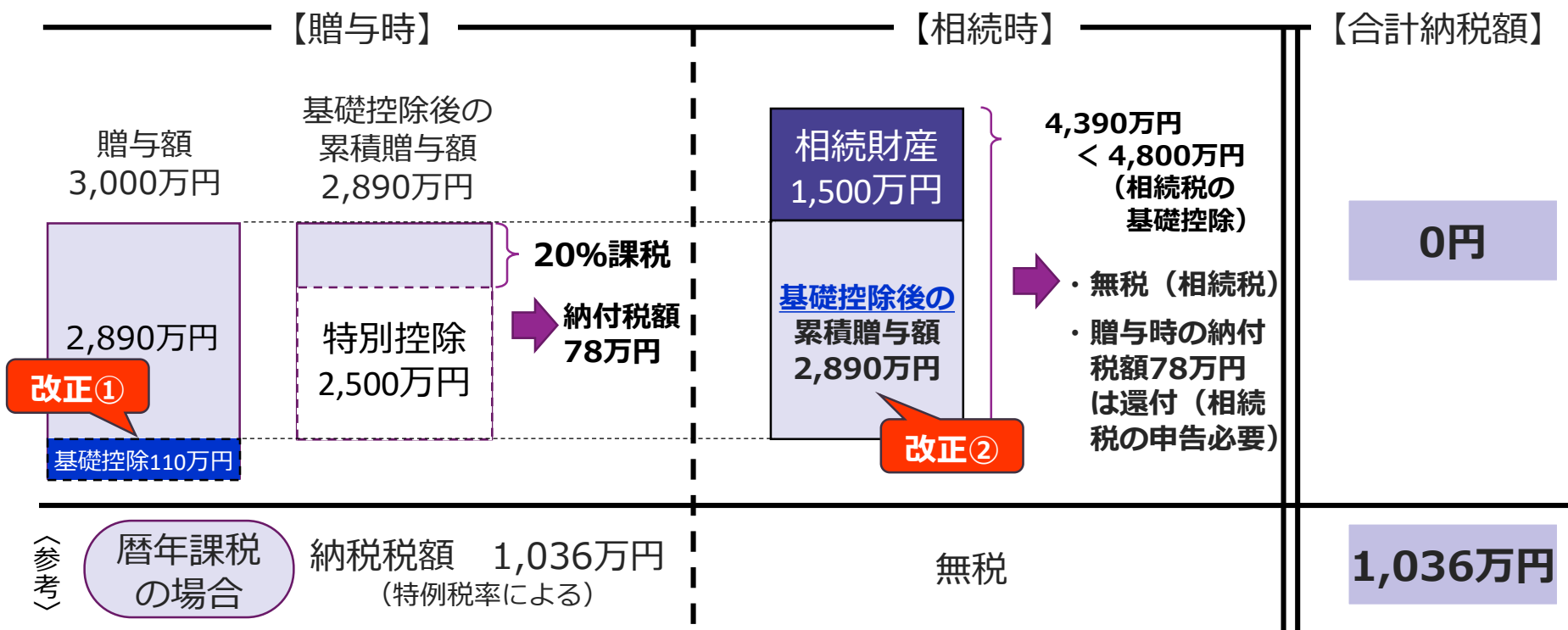
特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

4. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

《計算例》 3,000万円生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合
(法定相続人が配偶者と子2人の場合)

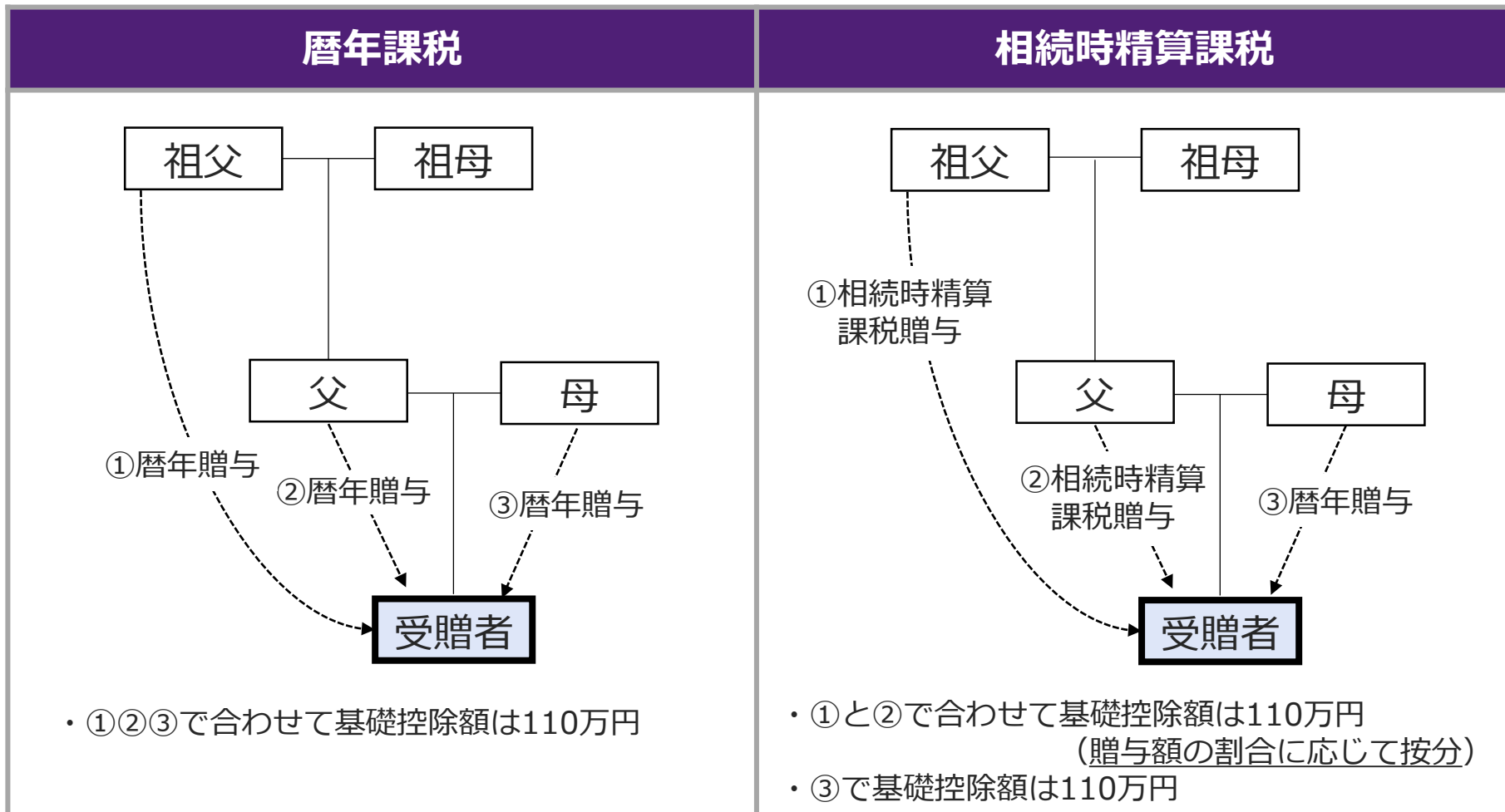


(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制) 贈与者: 60歳以上の者 受贈者: 18歳以上の推定相続人及び孫
(注2) 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

4. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

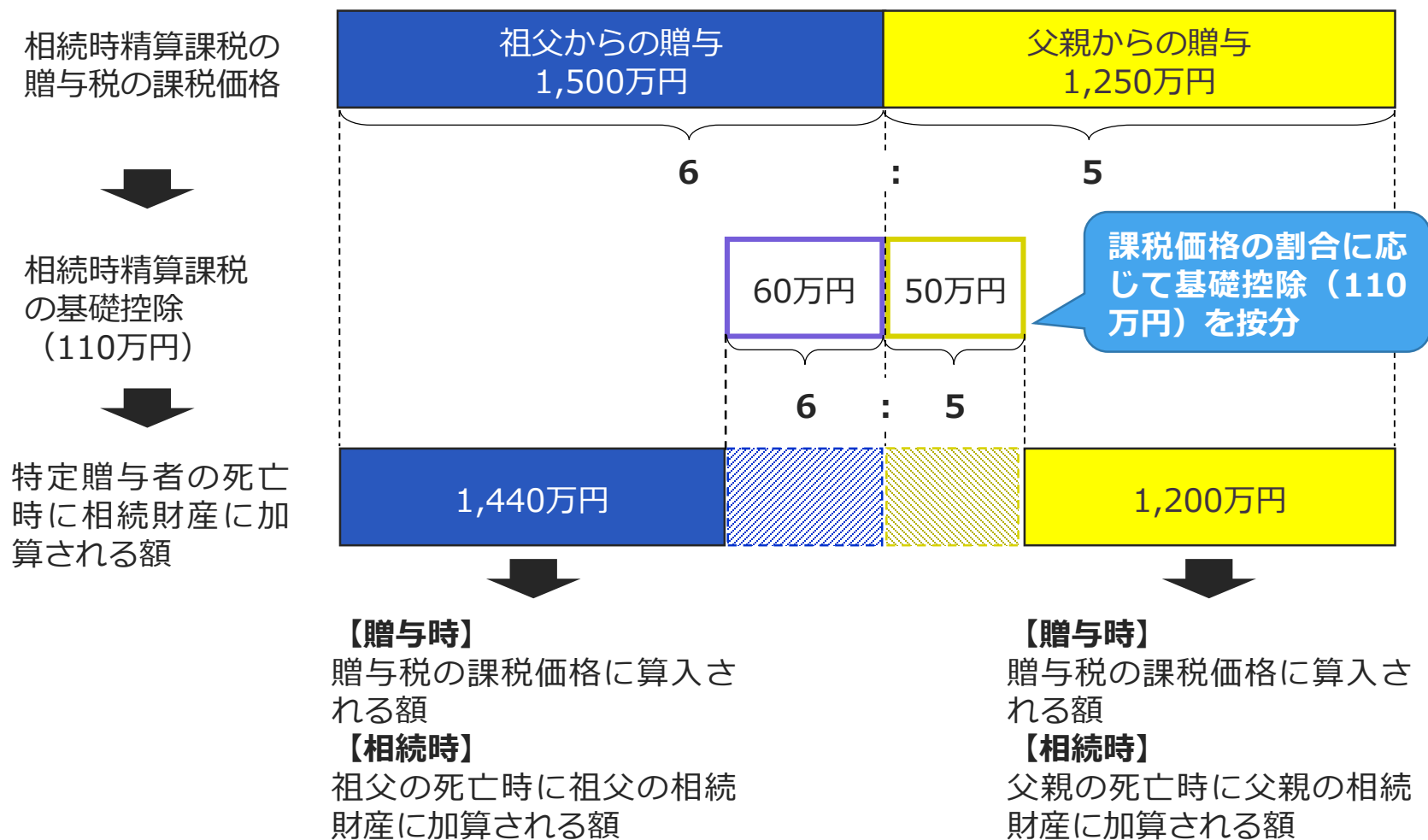
○ 暦年課税と相続時精算課税の基礎控除の比較



4. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

- 同年中に複数の特定贈与者から贈与を受けた場合の基礎控除のイメージ



4. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

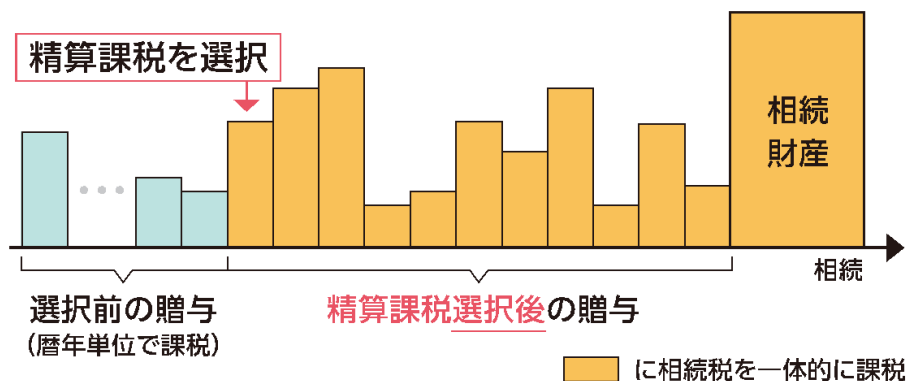
答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

出典：国税庁HP「令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

4. 相続時精算課税制度の見直し

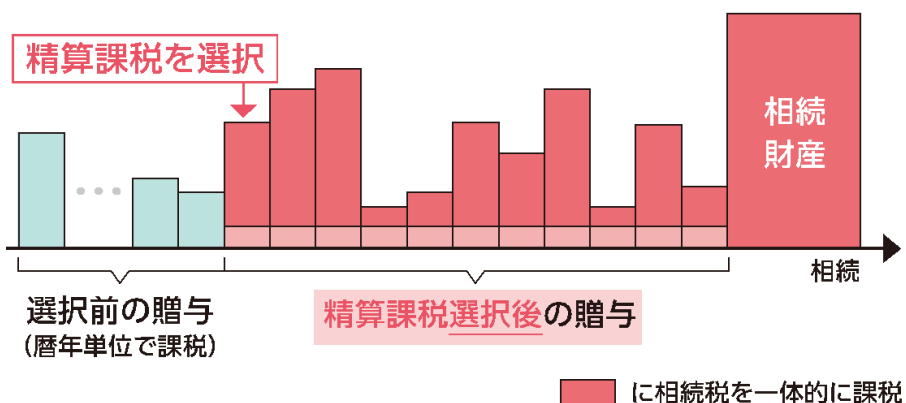
(2) 贈与税と相続税の関係 (相続時精算課税)

改正前



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付 (累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税)
※暦年課税のような基礎控除は無し。
※財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税 (納付済みの贈与税は税額控除・還付)

改正後



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付 (累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税)
※毎年、110万円まで課税しない
(暦年課税の基礎控除とは別途措置・相続時にも相続財産に加算しない)
※財産の評価は贈与時点での時価で固定 (土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に被害額を控除)
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税 (納付済みの贈与税は税額控除・還付)

1. 相続税の概要
2. 贈与税の概要
3. 令和5年度税制改正の概要（資産移転の時期の選択により
中立的な税制の構築）
4. 相続時精算課税に係る基礎控除の創設
- 5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し**

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

- (1) 加算対象期間の延長
- (2) 加算される財産の価額の見直し（延長期間部分）

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

(1) 加算対象期間の延長

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）より

(2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

改正
①

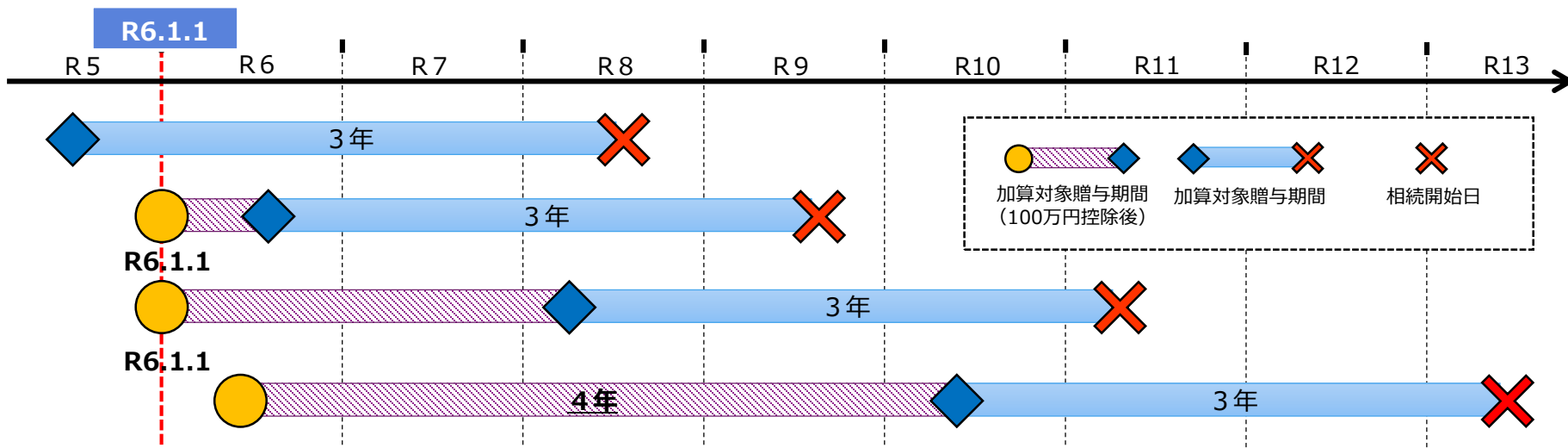
(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

(1) 加算対象期間の延長

○ 贈与の時期に応じた加算対象期間

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年
令和6年1月1日～	贈与者の死亡時期	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年



5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

(2) 加算される財産の価額の見直し（延長期間部分）

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）より

(2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち**当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとする。

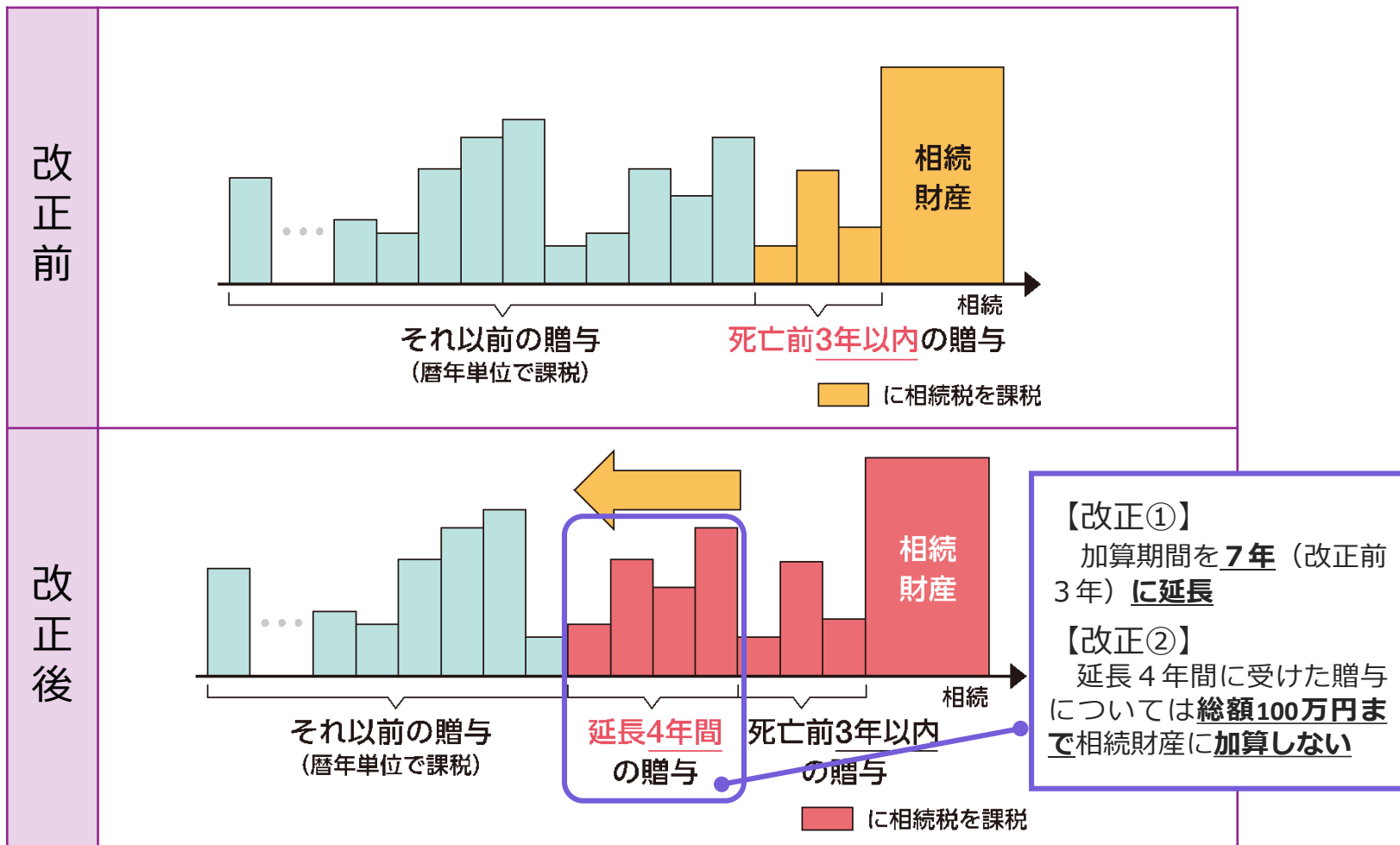
改正
②

(注) 上記の改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

(2) 加算される財産の価額の見直し (延長期間部分)

○ 贈与税と相続税の関係 (暦年課税)



5. 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

(2) 加算される財産の価額の見直し（延長期間部分）

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕

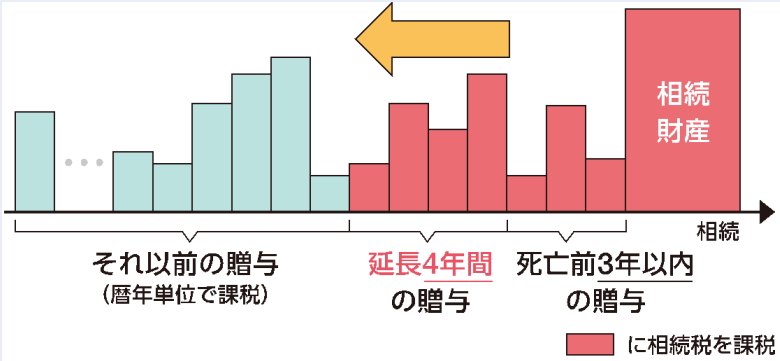
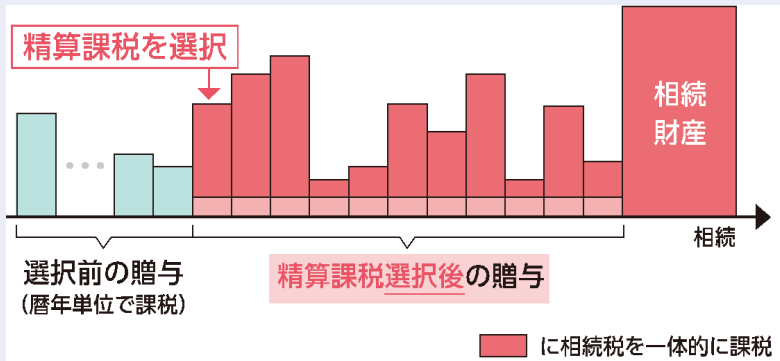
〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔(②200万円+③100万円) - 100万円〕 + 〔④100万円+⑤200万円〕 = 500万円

長女：〔(②150万円+③300万円) - 100万円〕 + 〔④200万円+⑤200万円〕 = 750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

【参考】贈与税の課税方式の比較（改正後 R6.1.1～）

区分	暦年課税	相続時精算課税 (相続税・贈与税の一体化措置)
贈与者・受贈者	親族間のほか、第三者からの贈与を含む。	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	必要（贈与者ごと、受贈者ごとに選択） → 一度選択すれば、相続時まで継続適用
課税時期	贈与時（その時点の時価で課税）	同左
控除	基礎控除（毎年：110万円）	基礎控除（毎年）：110万円 特別控除：2,500万円（累積）
税率	10%～55%の8段階	一律20%
相続時	<p>相続前 7年（改正前3年）以内に受けた贈与財産を相続財産に加算（4～7年前に受けた贈与については、総額100万円まで加算しない。）（納付済みの贈与税は税額控除）</p> 	<p>贈与財産を贈与時の時価（基礎控除額を除く。）(注)で相続財産に加算（納付済みの贈与税は税額控除・相続税額を超えて納付した贈与税は還付） (注) 土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に被害額を控除</p> 

(参考)

国税庁ホームページ

(パンフレット「相続税・贈与税関係」掲載ページ)



財務省ホームページ

(「令和5年度税制改正の解説」掲載ページ)



ご清聴ありがとうございました。